

人の運送をする不定期航路事業に係わる
地震防災対策基準

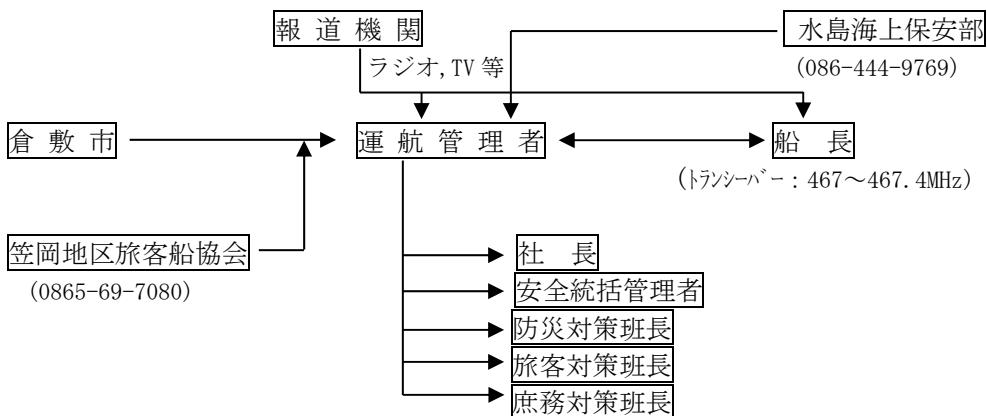
2023年 3月 30日

昭和日タンマリンサービス株式会社

名 称 人の運送をする不定期航路事業に係わる 地震防災対策基準		コード No. S49m-104
制 定 2012年 4月 1日	2015年 3月 25日 改 正 2023年 3月 30日 年 月 日	年 月 日 改 正 年 月 日 年 月 日
目 次		
第1章 総 則	(1 ~ 3)	
第2章 防災体制及び情報伝達	(4 ~ 6)	
第3章 点検及び整備	(7 ~ 8)	
第4章 船舶の運航中止及び避難等	(9 ~ 15)	
第5章 教育、訓練及び広報	(16 ~ 17)	
第1章 総 則		
1. 目 的		
<p>この基準は、別に定める「人の運送をする不定期航路事業安全管理規程」に基づき、地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合に実施する措置、及び地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。</p>		(注)水島港は、東南海・南海地震防災対策推進地域に含まれる。
2. 地震防災対策実施上の基本方針		
<p>地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによることが不適当な不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。</p>		(注)通船対象旅客は、主にENEOS㈱水島製油所 B 工場における荷役船舶に係わるサーバイバー、船員等である。
<p>2.1 人命の安全確保を最優先とする。</p> <p>2.2 関係機関と相互に密接な連携をとりつつ全力をあげて対処する。</p>		
3. 適用範囲		
<p>この基準は、人の運送をする不定期航路事業の対象船舶である、「おりおん」(4.8トン)、「シリウス」(4.6トン)および「うしお2号」(4.4トン)を使用して行う水島港内における通船業務に関する地震防災対策に適用する。</p>		(注)うしお2号については、海上運送法の適用を受けて人の運送を行う船舶ではない。
第2章 防災体制及び情報伝達		
4. 地震防災対策組織の設置		
<p>4.1 地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合(以下「地震発生時等の場合」という。)には、地震防災対策組織(以下「対策組織」という。)を設置するものとし、その組織の編成及び職務を別図のとおりとする。</p> <p>4.2 対策組織の要員は、地震発生時等の場合には、ラジオ又はテレビ等によりこれを確認するとともに、速やかに本社事務所に集合するものとする。</p> <p>4.3 社長又は安全統括管理者が不在又は連絡不能であって、その職務を遂行できない場合には、運航管理者がその職務を代行する。</p> <p>尚、運航管理者も職務につくことができない場合には、業務に従事することができる者のうち、上位の者が、その職務を代行する。</p>		
主 管 課 : 業務部現業課		

5. 情報の伝達経路

地震等に関する情報の伝達経路は、次図のとおりとする。



6. 旅客に対する情報の伝達

- 6.1 旅客対策班長並びに船長は、地震等に関する情報を、乗船予定の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。
- 6.2 地震等に関する情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。
 - (1) ラジオ又はテレビ等により情報を確認し正確を期す。
 - (2) 船舶の運航方針等をあわせ伝達する。
 - (3) 市町村長等から居住者等に対する避難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の要領を教示する。
 - (4) 非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法等を周知徹底する。

第3章 点検及び整備

7. 平常時の点検及び整備

- 7.1 運航管理者及び船長は、あらかじめ起終点及びその周辺の海図（水島港）をはじめ、事前に把握しうる津波に関する情報、港湾施設の状況、漁具の設置状況等の資料を収集し、船内その他の必要な場所に備え付けておくものとする。
- 7.2 運航管理者及び船長は、情報の収集及び確認のため、必要な場所にラジオを備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

(注)船舶にはラジオはない為、運航管理者からトランシーバーで連絡する。

8. 津波警報発令時等の場合の点検及び整備

船長は、津波警報等が発せられたことを知った場合には、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があり、かつ、避難を要する時間を十分確保できる場合には、船体、機関、救命・消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛及び危険物の保管に万全を期すものとする。

第4章 船舶の運航中止及び避難等

9. 運航中止

地震発生時等の場合は、原則として直ちに運航を中止し、係留場所に戻るものとする。

(注)係留場所は、ENEOS 水島製油所 B 工場の指定桟橋である。

10. 運航中止後の船舶の避難及び保安

前条(運航中止)の規定に従い運航を中止した時点において、着桟中の場合は安全を確認し、旅客の取り扱いを判断したうえ、また、航行中の場合は直ちに、係留場所に戻り、安全を確認し、旅客の取り扱いを判断したうえ、係留索の増し取りを強化するなど十分な保安処置を講ずる。

(注)5t未満の小型船であり、港外退避は原則として行わない。また、小型船である事から基本的に旅客は下船させる。

1 1. 運航中止後の旅客の取扱い

運航を中止し、旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であって、当該港について行政等の居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされている等、旅客の避難が必要とされるときの避難要領については次による。

- 11.1 旅客は乗船地まで自身の自動車で来ていることから、行政等の避難指示又は勧告の内容を周知させた上で、乗船地にて下船させ、自身の避難に委ねる。
- 11.2 旅客が、自身の自動車で避難できない場合は、当社社員の避難と合わせて、行政又はENEOS(株)水島製油所が行う避難誘導先に避難させる。

1 2. 避難先等の通報

船長は、第10条(運航中止後の船舶の避難及び保安)により避難した場合には速やかに運航管理者に対し、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。

また、運航管理者は、これを水島海事事務所等、その他の関係機関へ次表により通報する。

連絡先	電話
水島海事事務所	086-444-7750
水島海上保安部	086-444-9769

1 3. 避難時の留意事項

第10条(運航中止後の船舶の避難及び保安)により避難を行う場合には、次の事項に留意し、万全の保安措置を講ずるものとする。

- 13.1 他の避難船等も多く、混雑が予想されるので衝突等を避けるため、操船には慎重を期すること。
- 13.2 狹い水道や港口付近を航行中に津波が来襲すると、圧流による偏位や舵効の変更のため、乗揚げ、衝突等の危険も考えられるので、見張、船位確認の徹底、機関用意等十分な保安措置を講ずること。
- 13.3 鐨泊中津波が来襲すると、振回りや走錨による他船との接触や乗揚等の危険も考えられるので、錨鎖の伸長、第二錨の使用、機関用意等の措置をとること。

1 4. 運航の再開

第9条(運航中止)により運航を中止した船舶は、津波警報等が発せられている場合には、これが解除され、かつ、使用港湾につき、安全が確認される等、運航再開に支障がないと認められた場合、又は警戒解除宣言が発せられた場合には、運航を再開する。

1 5. 発災後の措置

旅客、乗組員、船舶等に被害が生じたときは、別に定める「人の運送をする不定期航路事業に係わる事故処理基準」に従い、措置を講ずるものとする。

第5章 教育、訓練及び広報

1 6. 地震防災に関する教育及び訓練

- 16.1 運航管理者は、総務課と協力して、当社単独又は関係機関若しくは関係事業者と共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。
- 16.2 地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。
 - (1) 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
 - (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - (4) 職員等が果たすべき役割
 - (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (6) 今後地震対策として取り組む必要がある課題

- 16.3 地震防災に関する訓練の計画は、特に次の事項に重点を置いて実施するものとする。
- (1) 地震等に関する情報の収集、伝達
 - (2) 従業員、旅客等の避難に関する事項
 - (3) 旅客に対する広報
 - (4) 資機材等の点検

17. 地震防災に関する広報

業務課長は、地震発生時等の場合の運航及び避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗船待合所に掲示しておくとともに、これらを記載したパンフレットを船内その他の場所に備え付けておくものとする。

(注) 業務課長は地震防災対策組織において、旅客対策班の班長を務める。

以上

(付図) 運航基準図（関連主要施設の位置も記載）

(別図) 地震防災対策組織

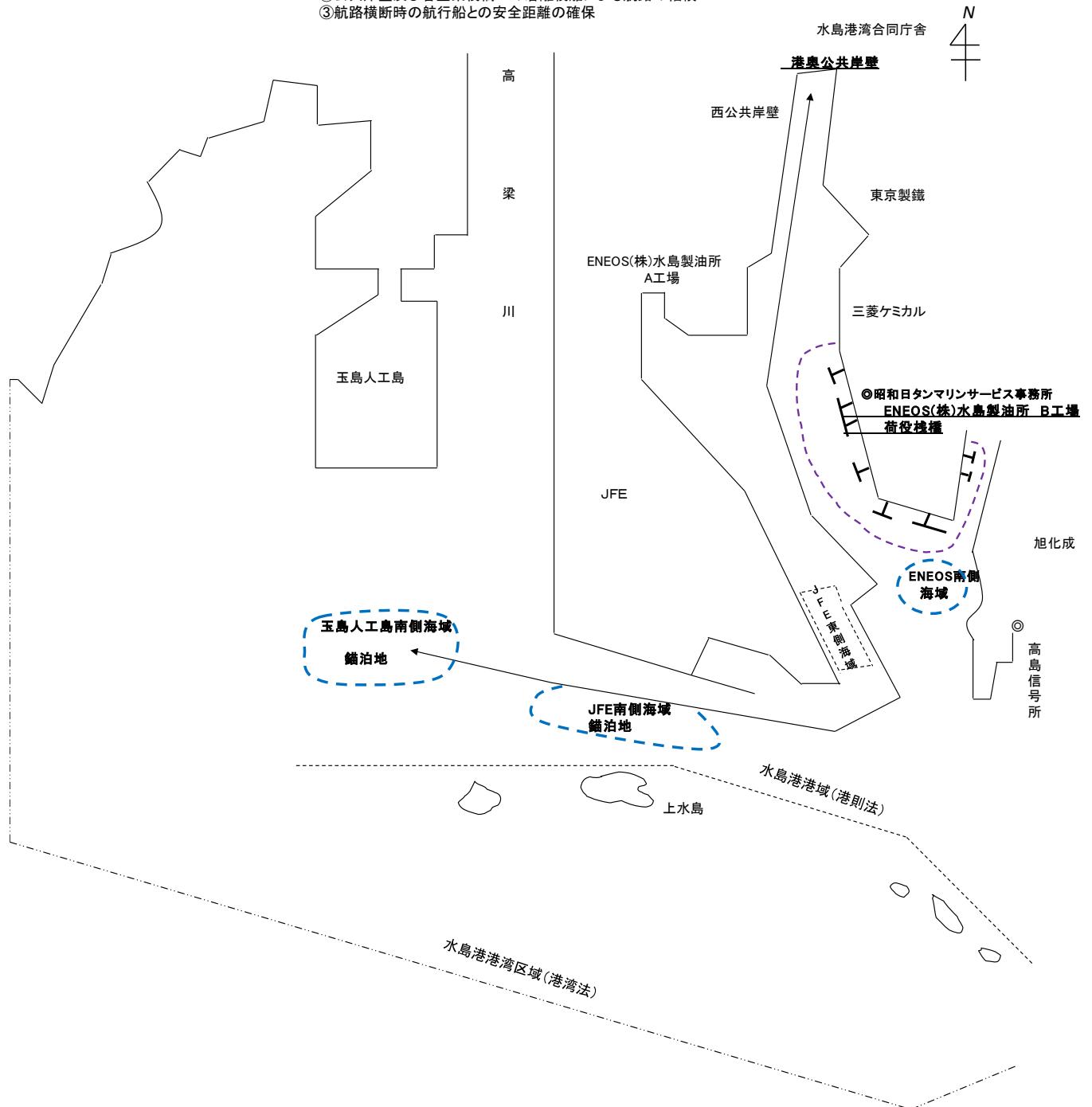
運航基準図

1. 水島港内通船標準航路：乗下船地(ENEOS(株)水島製油所B工場荷役桟橋) ⇄ 通船先(錨泊地の錨泊中船舶)

《注1》対象錨泊地は、図中破線で囲った次の5ヶ所、乗下船地は図中下線部の2ヶ所

- ①ENEOS B工場南側海域 ②JFE東側海域 ③JFE南側海域錨泊地 ④玉島人工島南側海域錨泊地
- 《注2》乗下船地を港奥の公共岸壁とする場合もある。

2. 特に注意すべき事項 ①大型船との入出港行き違い及びタグボートの走波による動搖
②公共岸壁及び各企業桟橋への着離桟船による航路の輻輳
③航路横断時の航行船との安全距離の確保



地震防災対策組織

		職務
社長		地震防災対策の実施方針を定め、その全般を統轄し、指揮・監督する。
安全統括管理者		社長を補佐し、各対策班の業務の調整を図る。
運航管理者		安全統括管理者を補佐すると共に、防災対策班を指揮する。
防災対策班 班長 現業課長 班員 現業課員		①地震等に関連する情報の収集、整理及び伝達を行う。 ②水島港における交通規制、港湾施設の使用制限、市町村長等による避難指示等の状況を調査する。 ③船長との連絡を確保し、運航中止、避難等に関し船長との協議にあたるとともに、船長に対する支援を行う。
旅客対策班 班長 業務課長 班員 業務課員		①乗船予定の旅客に対し、地震等に関連する情報を伝達、周知するとともに今後の運航予定を説明する。 ②市町村長等の避難の指示又は勧告がなされた場合には、旅客に対しこれを伝達及び周知するとともに、円滑な避難がなされるよう措置する。 ③その他旅客の応急救護等その安全を確保し、混乱を防止する措置を講ずる。
庶務対策班 班長 総務課長 班員 総務課員		①地震防災対策に必要な資機材等の整備、点検及び手配を行う。 ②社屋その他の使用施設の防災措置を行う。
各班員		各班員は所属班長（課長）の命を受け、地震防災対策を実施する。